

## 第2章 各国にみる労働施策の概要と最近の動向

### アメリカ

#### 1 経済情勢

アメリカ経済は2001年3月から景気後退期に入ったが、2001年第4四半期に景気が反転して以降、19四半期連続でプラス成長となっており、2006年においても引き続き景気は拡大基調にある。

〈表2-3〉 米国の実質GDP成長率

年月	2001	2002	2003	2004	2005				2006			
					1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	
実質GDP成長率	0.8	1.6	2.5	3.9	3.2	3.4	3.3	4.2	1.8	5.6	2.6	2.2

資料出所 連邦商務省経済分析局[BEA]ホームページ  
National Economic Accounts-Gross Domestic Product  
(注) 四半期の数字は季節調整値  
実質GDP成長率の四半期数値に関しては、前期比年率

#### 2 雇用・失業対策

##### (1) 雇用・失業情勢

失業率は、雇用の好調さを反映して2000年まで低下が続いていたが、2001年に入るところから急激に上昇し、2003年には6.0%まで上がった。しかし、2004年には、5.5%に低下した。その後も低下傾向が続き2005年は5.1%となった。

〈表2-4〉 米国の雇用・失業の動向

年月	2001	2002	2003	2004	2005				2006			
					1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	
労働力人口	143,734	144,863	146,510	147,401	149,320	148,148	149,094	149,827	150,126	150,405	151,041	151,677
就業者数	136,933	136,485	137,736	139,252	141,730	140,373	141,506	142,324	142,671	143,324	144,009	144,586
失業者数	6,801	8,378	8,774	8,149	7,591	7,775	7,589	7,503	7,455	7,081	7,032	7,091
失業率	4.7	5.8	6.0	5.5	5.1	5.2	5.1	5.0	5.0	4.7	4.7	4.7
16~19歳	14.7	16.5	17.5	17.0	16.6	16.9	17.2	16.1	16.1	15.5	14.7	16.1
20~24歳	8.3	9.7	10.0	9.4	8.8	9.4	8.8	8.6	8.5	8.1	8.1	8.2

資料出所 連邦労働省労働統計局ホームページ

〈表2-5〉 米国における産業別被用者数の推移

年	被用者数						被用者数の増減差						
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2001 ~2005	2000 ~2001	2001 ~2002	2002 ~2003	2003 ~2004	2004 ~2005	2005 ~2006
非農業雇用者計	13,183	13,034	13,000	13,144	13,370	13,617	163	-149	-34	144	202	226	247
鉱業	61	58	57	59	63	68	2	-3	-1	2	4	4	5
建設業	683	672	674	698	734	769	45	-11	2	24	30	36	35
製造業	1,644	1,526	1,451	1,432	1,423	1,420	-221	-118	-75	-19	-9	-9	-3
うち耐久財	1,034	948	896	892	896	900	-139	-86	-52	-4	3	4	4
非耐久財	611	578	555	539	528	520	-83	-33	-23	-16	-11	-11	-8
卸売・小売業、運輸、電気、ガス・水道等事業	2,598	2,550	2,529	2,553	2,596	2,623	-7	-48	-21	24	38	43	27
うち小売業	1,524	1,503	1,492	1,506	1,528	1,532	1	-21	-11	14	19	22	4
情報通信業	363	340	319	312	306	306	-56	-23	-21	-7	-5	-6	0
金融、保険、不動産業	781	785	798	803	815	836	33	4	13	5	11	12	21
専門的サービス、対事業所サービス	1,648	1,598	1,599	1,640	1,695	1,755	40	-50	1	41	48	55	60
うち労働者派遣業	2,338	2,194	2,224	2,387	2,549	2,632	201	-144	30	163	152	162	83
教育・健康関連サービス	1,565	1,620	1,659	1,695	1,737	1,784	169	55	39	36	39	42	47
余暇、レクリエーション	1,204	1,199	1,217	1,249	1,282	1,314	76	-5	18	32	31	33	32
その他サービス	526	537	540	541	540	543	13	11	3	1	-2	-1	3
連邦・州・地方政府	2,112	2,151	2,158	2,162	2,180	2,199	68	39	7	4	18	18	19

資料出所 連邦労働省労働統計局ホームページ  
(注) 2006年の数字は速報値。

## (2) 雇用・失業対策の概要

### a 行政機関

#### (a) 連邦政府・州政府

アメリカにおける労働力の需給調整は基本的に州の責任とされており、連邦政府の主要な役割は連邦法に基づく指示・監督、連邦助成金予算の配分、技術的援助である。

1933年制定のワグナー・ペイザー法 (Wagner-Peyser Act) が、全国職業サービス制度を全米に設置することを規定している。なおワグナー・ペイザー法は、1998年労働力投資法 (Workforce-Investment Act of 1998: WIA) によって修正されているが、現在も連邦労働省の雇用対策の主要根拠法となっている。

連邦政府では、労働省が雇用・失業対策行政を所掌している。労働省の雇用訓練局 (Employment and Training Administration: ETA) が雇用及び職業訓練に係る政策・法令を所掌する。

州政府では、各州の労働担当省 (名称は Department of Labor, Department of Labor & Workforce Development, Department of Employment Security など) が雇用・失業対策行政を所掌している。

#### (b) 公共職業サービス

各州にある公共職業サービス機関は、各州が所掌・運営しており、その多くは、州にある各種職業訓練機関 (公立 (郡立、市町村立も含む各種学校、州立大学等) 又は民間 (トラック運転学校、コンピュータ学校、各種単科大学等) の訓練施設一般)、コミュニティ・カレッジ等と共同で運営されている。

名称は各州で異なっている (Employment Office、Employment Services Office など) が、雇用サービス事務所 (Office of Employment Services) と総称される。職員の身分は、州職員であり、職員数は全国で約2万人 (1999年) である。

公共職業サービス機関の業務は、州により異なるが、労働者に対しては職業紹介、職業訓練プログラムの紹介などを、事業主に対しては求職者紹介、労働市場情報の提供や失業保険業務等を行っている。

公共職業サービス機関の運営財源は一次的には州の財源によるが、連邦政府はワグナー・ペイザー法に

基づき、各州に対して、公共職業サービス機関の運営について助成金を支給している (連邦労働省の2005会計年度予算では、州職業サービス業務取扱事務費 (Employment service Grants to States) に約7億5,000万ドル計上している)。

### b 労働力投資法とワンストップ (キャリア) センターの整備

クリントン大統領時代の1998年に制定された労働力投資法において、求職者が1か所で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを受けられる「ワンストップ (キャリア) センター」 (One-Stop [Career] Center) を各州が整備することが規定された。これ以降、連邦の指導のもと各州でワンストップ (キャリア) センターの整備が進められ、現在、支所もあわせて全国で約3,500か所運営されている。

なお、各州で収集された職業紹介情報 (求人・求職情報) は、連邦労働省・各州などが運営するインターネットサイト「アメリカジョブバンク」 (America's Job Bank; www. ajb. org) に登録され、オンラインで州を越えて職を求める者などに情報提供が行われている。

## (3) 若年者雇用対策

市場原理重視かつ自助原則の国柄で、連邦レベルの若年者雇用対策は少ない。ただし、社会的に不利な立場に置かれた若者に対しては、ジョブ・コアにより、毎年15億ドルもの予算を投入するなど、積極的な働きかけを実施している。

### a ジョブ・コア (Job Corps、1964年～)

経済的に不利な立場にある無職の青少年等に対し合宿訓練を実施し、規律と技能・知識を習得させる教育・職業訓練を実施するアメリカ最大規模の若者に対する教育・職業訓練プログラムである。

経済的に不利な立場にある16～24歳の若者が対象である。寮に宿泊しながら、基本的なしつけ、読み書き、算数など基礎的な学習や職業訓練を実施する。参加費は無料であり、毎月小遣いが支給される。

## b WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Programs, 1998年~)

アメリカにおける公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop [Career] Center)と連携した地方公共団体等で実施される14~21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して連邦政府が給付金を提供するプログラムである。

### (4) 高齢者雇用対策

特集記事「積極的な就業促進施策」P41~42参照。

### (5) 雇用保険制度

特集記事「失業保険制度」P37~39参照。

### (6) 職業能力開発対策

連邦政府の行う職業訓練施策は、労働省、教育省が管轄している。

主な対象者は、社会福祉受給者、貧困にある成人と若年者、求職者の3グループで、この3グループを対象にした施策が行われている。

職業能力開発の主要連邦法である1998年制定の労働力投資法により、求職者が、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを1か所で受けられる「ワンストップ(キャリア)センター」を各州が整備することが規定されている。これにより、連邦の指導のもと各州でワンストップ(キャリア)センターの整備が進められている。

公的な職業能力開発専門の施設はなく、職業能力開発を必要とする者は、ワンストップ(キャリア)センターへ赴き、そこで相談の上、必要な場合には職業訓練実施者を紹介される。

職業訓練実施者には、大学、カレッジ、コミュニティ・カレッジ<sup>(註1)</sup>、民間の自動車学校、コンピュータ学校などがある。

### (7) 外国人労働者対策<sup>(註3)</sup>

#### a 制度の概要

移民(永住者)及び非移民(滞在期限付きの者)を一定制限下で受け入れる一方で、不法入国及び不法滞

在者の排除に努めている。

移民は労働者の能力等のカテゴリーにより、非移民は職種等のカテゴリーによりそれぞれ分類、審査された後、査証が発給される。移民の全カテゴリー及び非移民の一部のカテゴリーについては、年間発給枠がある。一部のカテゴリーについては、査証発給に先立ち、連邦労働省の労働証明も必要である。

## b 受入れが許可される範囲及び許可要件(又は審査基準)

### (a) 専門的・技術的分野

#### ア グリーンカード(永住権)

#### (ア) 優先労働者(EB-1)

対象者は、卓越した能力を有する芸術家、科学者、教師などである。

#### (イ) 修士以上の資格を持つ専門労働者(EB-2)

対象者は、科学、芸術、ビジネスなどの分野で優れた能力を有する者である(労働市場テスト<sup>(註4)</sup>が必要)。

#### (ウ) 専門・熟練労働者

対象者は、学士、2年以上の訓練を受けた者、非熟練労働者などである(労働市場テストが必要)。

なお、他の区分もあわせて就労関係でのグリーンカード発給は年間枠14万人である。

#### イ H1Bビザ

対象者は、科学、薬学、医学・衛生、教育、生物工学、ビジネスなど特殊技能を要する職業に学士以上の学位をもって従事する者である。

年間受入枠が設定されており(65,000人)、また、外国人労働者の賃金、労働条件等について連邦労働省の許可が必要である。

#### (b) 非熟練分野

#### ア 農業の季節的・一時的労働者(労働市場テストあり)(H2Aビザ)

労働市場テストが必要である。

#### イ 農業以外の季節的・一時的労働者(H2Bビザ)

受入れ枠及び労働市場テストがあり、年間受入枠は

66,000人である。

### c 帰国奨励、規制強化策等

1986年の移民法改正により、外国人を雇用する際に本人のアメリカでの就労の権利の有無をチェックすることを使用者に義務付けた1988年6月から、不法移民を故意に雇用すると処罰の対象となる。

1996年には、密入国者に対する厳罰化など不法移民の取り締まり強化等を内容として移民法が改正された(1997年4月施行)。

### d 外国人労働者の現状

#### (a) 労働力人口に占める外国人の割合

2004年で15.1%である<sup>(注5)</sup>。

#### (b) 外国人労働者の失業率

2004年で5.5%である<sup>(注6)</sup>。

## 3 労働条件対策

### (1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

週当たり名目賃金(民間非農業、生産・非監督的労働者)の上昇率は、2000年の3.9%から年々縮小を続け、2004年には2.1%であったが、2005年には再び上昇し、2.9%となった。

〈表2-6〉 米国の賃金、消費者物価上昇率及び労働時間の推移

(%, 時間、ドル)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005
賃金上昇率(名目)	3.9	2.7	2.6	2.2	2.1	2.9
消費者物価上昇率	3.4	2.8	1.6	2.3	2.7	3.4
週当たり労働時間(民間非農業)	34.3	34.0	33.9	33.7	33.7	33.8
所定外労働時間(製造業)	4.6	4.0	4.2	4.2	4.6	4.6
週当たり賃金(民間非農業)	480.4	493.2	506.1	517.3	528.4	543.7

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「海外経済データ」  
連邦労働省労働統計局ホームページ

(注) 賃金上昇率(名目)は、連邦労働省労働統計局ホームページの民間非農業、生産・非管理的労働者の週当たり賃金をもとに海外情報室において算出

〈表2-7〉 米国の労災死者数の推移

(人、%)

	2001	2002	2003	2004	2005	
					人数	構成比
死亡災害者数	5,915	5,534	5,575	5,764	5,702	100.0
民間計	5,281	4,978	5,043	5,229	5,188	91.0
農林水産業	741	790	709	669	714	12.5
鉱業	170	122	141	152	159	2.8
建設業	1,226	1,125	1,131	1,234	1,186	20.8
製造業	598	564	420	463	393	6.9
運輸電気・ガス・水道業	915	910	840	891	911	16.0
卸売業	220	205	191	205	204	3.6
小売業	538	488	344	377	397	7.0
金融・保険・不動産業	86	88	97	92	78	1.4
サービス業	772	682	1,096	1,087	1,067	18.7
公務	634	556	532	535	514	9.0

資料出所 連邦労働省労働統計局ホームページ

(注) 2001年の数値からは、9月11日のテロ被害部分を除いている。

### (2) 最低賃金制度<sup>(注7)</sup>

アメリカの最低賃金制度には、連邦制度と州制度とがある。連邦制度は、1938年公正労働基準法(Fair Labor Standards Act 1938:FLSA)によるもので、労働省雇用基準局が所掌する。州によっては連邦の制度と異なる水準を規定することがあるが、連邦の最低賃金と差違が生じる場合、労働者にとって有利な方が優先される。

連邦最低賃金の水準は、①一般労働者については1時間当たり5.15ドル、②20歳未満の労働者の最初の90日間に係る最低賃金は4.25ドルとなっている(1997年9月1日～)。

連邦最低賃金の適用範囲については、①州を越えて営業する企業、又は州を越えて流通する商品を製造する企業、②連邦、州、地方自治体、病院、学校、③年商50万ドル以上の事業所等となっている。管理職、専門職等は連邦最低賃金の対象から除外されている。

### (3) 労働時間制度<sup>(注8)</sup>

連邦公正労働基準法は、週法定労働時間、割増賃金等を定めているが、労働時間の上限、休息、休日、年次有給休暇、深夜労働について規定する連邦法は存在しない。

一部の州では休日、一部産業での労働時間などに制限を課している。

以下は連邦公正労働基準法に基づく定めである。

**a 法定労働時間**

法定労働時間は週40時間とされている。

**b ホワイトカラー労働者に係る適用除外**

管理職、専門職等については、最低賃金、割増賃金及び実労働時間に関する記録保存義務の規定の適用を受けない(ホワイトカラー・エグゼンプション)。

ホワイトカラー・エグゼンプションには、「管理的エグゼンプト」、「運営職エグゼンプト」、「専門職エグゼンプト」、「外商エグゼンプト」及び「コンピュータ・技術者エグゼンプト」の5類型がある。これらに共通する主たる要件は次のとおりである。

- ① ブルーカラー労働者でないこと
- ② 週当たり455ドル以上の率で「俸給基準」により賃金支払がなされていること(ただし、これは外商エグゼンプトの要件とはなっていない)。俸給基準とは、実際に労働した日数や時間にかかわらず、あらかじめ定められた金額を支払うことをいう。

**(a) 管理職エグゼンプト(executive exempt)**

次の3つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額10万ドル以上の者は、①、②又は③の要件のいずれかを満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、当該被用者が雇用されている企業又は慣習的に認識された部署又はその下部部門の管理であること
- ② 通常的に、他の2人以上の被用者の労働を指揮管理していること
- ③ 他の被用者を採用若しくは解雇する権限を有するか、又は他の被用者の採用若しくは解雇、および昇級、昇進その他処遇上のあらゆる変更に関して、その者の提案及び勧告に対し特別な比重が与えられていること

**(b) 運営職エグゼンプト(administrative exempt)**

次の2つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額10万ドル以上の者は、①又は②の要件のいずれかを満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、使用者若しくは顧客の管理又は事業運営全般に直接的に関連するオフィス業務若しくは

は非肉体的労働の履行であること

- ② 主たる職務が重要な事項に関する自由裁量及び独立した判断の行使を含むものであること

**(c) 専門職エグゼンプト(professional exempt)**

学識専門職エグゼンプト、法律業務エグゼンプト等がある。

**c 時間外労働**

使用者は、週40時間を超える労働に対して、50%の割増賃金を支払わなければならない。

なお、連邦法上、時間外労働に係る上限規制はない。

**d 弾力的労働時間制度**

26週単位及び52週単位の変形労働時間制が定められている。

**(4) 解雇規制<sup>(注9)</sup>****a 個人的理由に基づく解雇(普通解雇)**

コモン・ロー(判例法)上の「随意雇用の原則(employment at will)」により、使用者はいついかなる理由によっても労働者を解雇することができる。

ただし、人種・皮膚の色、宗教、性及び出身国を理由とする解雇(公民権法第7条)、年齢を理由とする解雇(前述年齢差別禁止法)等は不当解雇となる。

**b 経済的理由に基づく解雇(整理解雇)**

労働者調整・再訓練予告法(Worker Adjustment and Retraining Notification Act of 1988; WARN)により、集団的解雇について事前予告などの手続的規制が定められている。同法は、大規模な事業所閉鎖やレイオフ(以下「レイオフ等」という)が、それにより職を失う労働者及び地域社会に与える悪影響にかんがみて1988年に制定された法律である。同法により、一定の要件に該当するレイオフ等を予定する事業主は、事前にその旨を労働者又は労働者代表に通知しなければならないとされる。WARN法を所掌するのは連邦労働省雇用訓練局である。

事前通知を義務付けられるのは、100人以上のフルタイム労働者を雇用する事業主、又は週20時間未満

就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を週当たりの総計で(時間外労働を除き)4,000時間以上雇用する事業主である。

事前通知が必要となるレイオフ等は、①50人以上のフルタイム労働者が30日間にわたって雇用を喪失する場合(事業所閉鎖)、②フルタイム労働者の3分の1以上でかつ50人以上が雇用を喪失する場合(レイオフ)、及び③500人以上が30日間にわたって雇用を喪失する場合(レイオフ)である。

事前通知は、レイオフ等の実施予定日の60日以上前に行わなければならない。ただし、使用者が予測不能の状況の変化によりレイオフを実施する場合等はこの限りではない。

WARN法の規定に反してレイオフ等が行われた場合、労働者は賃金(バックペイ)の支払いを、連邦地方裁判所(U.S. District Court)に求めることができる。

#### (5) 出産休暇及び育児休暇制度<sup>(注10)</sup>

「家族及び医療休暇法」(The Family and Medical Leave Act (FMLA))に基づき取得できる12週間の休暇の理由の一つとして、家族の介護や本人の療養とともに育児が位置付けられている。

育児については、子の誕生から1年以内に取得することとされており、取得期間の分割、時間単位での取得が可能であるなど柔軟な仕組みとなっている。

なお、休業給付はない。

## 4 労使関係施策

### (1) 労使団体

#### a 労働組合員数及び組織率

労働組合員数は2005年に微増となったものの、組織率は年々低下傾向であったが、最近2年間は横ばいとなっている。

〈表2-8〉 米国の労働組合組織率

(千人、%)

	2004			2005		
	被用者数計	組合員数	組織率	被用者数計	組合員数	組織率
計	123,554	15,472	12.5	125,889	15,685	12.5
男	64,145	8,878	13.8	65,466	8,870	13.5
女	59,408	6,593	11.1	60,423	6,815	11.3
白	101,340	12,381	12.2	102,967	12,520	12.2
黒	14,090	2,130	15.1	14,459	2,178	15.1
フルタイム労働者	101,224	14,029	13.9	103,560	14,207	13.7
パートタイム労働者	22,047	1,406	6.4	22,052	1,441	6.5
職種別・産業別						
管理・専門的	41,451	5,418	13.1	42,226	5,639	13.4
鉱業	496	57	11.4	600	48	8.0
建設業	7,550	1,110	14.7	8,053	1,057	13.1
製造業	15,754	2,036	12.9	15,518	2,017	13.0
卸売・小売業	18,754	1,028	5.5	18,989	1,021	5.4
運輸、電気・ガス・水道業	4,893	1,218	24.9	5,212	1,252	24.0
情報産業	3,058	433	14.2	2,934	398	13.6
金融・その他	8,490	171	2.0	8,619	195	2.3
専門的・事業向けサービス	10,815	246	2.3	10,951	292	2.7
教育・健康産業	16,870	1,405	8.3	17,357	1,434	8.3
公務	19,970	7,267	36.4	20,381	7,430	36.5
連邦政府	3,298	985	29.9	3,427	954	27.8
州政府	5,712	1,751	30.7	5,874	1,838	31.3
地方政府	10,961	4,532	41.3	11,080	4,638	41.9

資料出所 連邦労働省労働統計局ホームページ

### b 労働者団体

アメリカの主なナショナルセンターに、AFL-CIO(アメリカ労働総同盟産別会議)<sup>(注11)</sup>がある。AFL-CIOは、アメリカ労働組合唯一のナショナルセンターであったが、2005年にサービス業被用者国際労働組合(SEIU; 組合員数180万人)をはじめとする複数の産業別労働組合が「勝利のための変革連合(“Change to win” coalition: CWC)」<sup>(注12)</sup>を立ち上げ、AFL-CIOを脱退している。

なお、アメリカにおける組織率は長期にわたり低下傾向にあり、1983年には20.1%であったが、2005年には12.5%となった。

### c 使用者団体

アメリカの使用者団体の全国組織は、労使関係に大きな影響を及ぼすというよりも、もっぱら議会に対するロビー活動が主な活動となっている。これは、アメリカでは団体交渉が主に企業もしくは地域レベルで行われているためである。アメリカの使用者団体の主要組織として、世界最大の全米商工会議所(U.S. Chamber

of Commerce)がある。

## (2) 労働争議の発生件数等

労働争議(参加人数1,000人以上)の発生状況に関しては、2005年は2004年に比して争議件数は増加したものの参加人員、労働損失日数共に減少した。

〈表2-9〉米国の労働争議件数等の推移

	1980	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
争議件数	187	54	44	31	39	29	19	14	17	22
参加人員	795	324	185	192	394	99	46	129	171	100
労働損失日数	20,844	7,079	5,926	5,771	20,419	1,151	660	4,091	3,344	1,736

資料出所 労働省労働統計局[BLS]  
連邦労働省労働統計局ホームページ  
(注) 1,000人未満のストライキを除く

## 5 労働施策をめぐる最近の動向

### ●移民法改正をめぐる動き

#### (1) 概要

移民労働者に関する立法については、2004年1月にブッシュ大統領が、不法移民についても3年間に限り合法的に就労を認める制度を導入することを発表したが実現しなかったため、2006年1月の再任後の一般教書演説においても、移民政策の改正が盛り込まれ、さらに上下院においては別途、議員からいくつかの法案が提出された。

移民法の改正については、一時的滞在外国人労働者の受け入れ上限数、不法移民の処遇、国境警備及び国内取締りの在り方などを争点とし、有力議員、労働組合などがそれぞれの見解を保有・表明していた。

2005年12月に下院に移民法案が可決され、2006年5月には上院にて可決されたが、両院の改正法案の内容は同一ではないため、両院での協議が行われているところである。

#### (2) 下院で可決された法案(取締強化のみ)

- a 不法滞在を重罪とし、不法移民を雇用する会社への罰則を強化
- b 国境防護壁の建設

#### (3) 上院で可決された法案(取締強化に加え、条件付きで市民権を付与する)

- a 年に20万件のゲストワーカー・ビザ(査証)の発給を認める。また、不法滞在の年数に応じ、
  - ① 2年以下:本国に送還
  - ② 2～5年:いったん帰国し、再入国する手続きを経て、一時労働者として法的地位を認める
  - ③ 5年以上:罰金や英語の習得及び犯罪歴がないことなどを条件に合法的な滞在資格や市民権申請を認める
- b 最大6千人規模の州兵部隊の派遣
- c 国境でのフェンスの設置

#### (4) 今後の見通し

議会に提出されている法案について、両院での協議が行われている。

- (注1) コミュニティ・カレッジとは、州及び地域により設立・運営されている2年制の高等教育機関で、日本でいう短大に相当する。ハイテク産業、マスコミ、ファッション、アート、旅行業、ホテル、映画・テレビ、美容、スポーツなどの分野で実践的なプログラムを数多く提供している。一般的に学費が安く、1クラスあたりの学生数が少なく、学生に対してきめ細かい指導を提供しているといわれる。アメリカの職業能力開発に大きな役割を果たしている。
- (注2) 全国技能機関委員会機構(National Skill Standards Board Institute: NSSBI)は、会員制財団(membership foundation)、非営利の団体で、日本の公益法人に相当する。現在、同機構を構成している組織には、関係産業団体、関係職業団体、職業訓練プロバイダーなどがあり、同機構のスポンサーになっている。
- (注3) 三井情報開発株式会社(2005)『外国人労働者問題に係る各国の政策・実態調査研究事業』等参照
- (注4) 労働市場テストとは、国内労働市場において求人者が充足しなかったことを証明すること等を要件に受入れを行う制度をいう。
- (注5) 資料出所はOECD“Trends in International Migration”2006である。15歳以上の労働力人口で集計。外国人労働者には、アメリカ国籍を持つ両親を持ちながら外国で生まれた場合を含まない。
- (注6) 資料出所はアメリカ連邦労働省労働統計局である。
- (注7) 厚生労働省大臣官房国際課(2006)『2004～2005年海外情勢報告』p161、アメリカ連邦労働省ホームページ(<http://www.dol.gov/dol/topic/wages/minimumwage.htm>)参照
- (注8) 労働政策研究・研修機構(2005)『諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究(労働政策研究報告書No.36)』p10～17、p25～42参照

- (注10) 労働政策研究・研修機構(2005)『諸外国の労働契約法  
制に関する調査研究(労働政策研究報告書No.39)』p320～  
330、中窪裕也(1995)『アメリカ労働法』弘文堂p274～  
282、マック・A・プレイヤー著・井口博訳(1997)『アメリカ  
雇用差別禁止法』木鐸社p27～46参照
- (注11) アメリカ連邦労働省ホームページ“http://www.dol.  
gov/dol/topic/benefits-leave/fmla.htm”、“http://www.  
dol.gov/esa/regs/compliance/whd/whdfs28.htm”
- (注12) AFL-CIO(アメリカ労働総同盟産別会議)は、1955年に  
AFLとCIOが合併し発足。アメリカにおける唯一の労働組合

の全国中央組織(ナショナルセンター)。組合員数は、1,000  
万人。1995年にスウィニー現会長が就任。

- (注13) 勝利のための変革連合(“Change to win” coalition:  
CWC)は、2005年6月にAFL-CIO傘下の5つの産業別労働  
組合により結成。その後、2つの産業別労働組合が合流。そ  
の後、組織名称をCTW(Change to Win)と変更しているが、  
この原稿では結成当初の名称で標記を統一している。なお、  
国際労働者組合は、2006年1月31日現在、AFL-CIOにも加  
盟している。

## イギリス

### 1 経済情勢

イギリスの2005年の実質GDP成長率は1.9%と  
2004年を1.4ポイント下回っている。四半期ごとの  
GDP成長率については、2005年については1%台が  
続いていたが、2006年に入り2%台に上昇し、上昇傾  
向が続いている。

党政権時代(1979年～1997年)に規制緩和の反面後  
退していった労働者保護法制の見直し(最低賃金制度  
の導入など)等により、労働市場が活性化し、景気と雇  
用失業情勢が密接に連動するようになったことが指摘  
されている。

なお、2005年後半以降失業率は上昇に転じ、現在  
は5.5%となった。

〈表2-10〉イギリスの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

(%、千人)

年 月	2003			2004			2005			2006		
	1～3	4～6	7～9	1～3	4～6	7～9	1～3	4～6	7～9	1～3	4～6	7～9
実質GDP成長率	2.7	3.3	1.9	1.7	1.8	1.8	2.3	2.6	2.7			
労働力人口	29,654	29,844	30,126	30,132	30,259	30,310	30,486	30,613	30,696			
就業者数	28,192	28,412	28,693	28,698	28,825	28,769	28,887	28,930	28,986			
うちパートタイム	7,274	7,360	7,327	7,329	7,326	7,297	7,335	7,342	7,412			
パートタイム比率	25.8	25.9	25.5	25.5	25.4	25.4	25.4	25.4	25.6			
雇用者数	24,453	24,514	24,848	24,860	24,965	24,869	24,966	25,023	25,026			
失業者数	1,464	1,433	1,433	1,435	1,434	1,541	1,599	1,683	1,711			
失業率	4.9	4.8	4.8	4.8	4.7	5.1	5.2	5.5	5.5			

資料出所 実質GDP成長率は国家統計局ホームページ、他は同“Labour Market Trends”

- (注1) 実質GDP成長率は、前年比または前年同期比。  
(注2) 労働力人口、就業者数、雇用者数及び失業者数の年数値は4～6月期  
の数値で季節調整値。四半期数値は四半期平均値で季節調整値であ  
る。  
(注3) パートタイム比率は、就業者数及びうちパートタイムより計算  
(注4) 就業者数には、16歳以上で、雇用者、自営業者、無給の家族労働者、政  
府支援の教育訓練受講者が含まれる。

### (2) 雇用・失業対策の概要

#### ニューディール(New Deal)政策

ニューディール政策は、現労働党政権による「福祉  
から就労へ(Welfare to Work)」施策(注1)の柱であり、  
職業訓練及び就職促進を目的とする一連の雇用対策  
である。一部の先行地域における導入期間を経て  
1998年4月から全国的に実施されている。若年失業者  
や長期失業者への対策を中心に開始され、その後、対  
象を障害者、一人親、高齢者及び失業者の無収入の配  
偶者へと順次拡大して実施されている。

ニューディールプログラム全体で、2006年8月まで  
に264万人が参加し、このうち167万人がニューディール  
を通じて就職している。

### 2 雇用・失業対策

#### (1) 雇用・失業情勢

近年の雇用失業情勢としては、最近まで失業率が長  
期的な低下傾向にあったことが特徴として挙げられる。  
1975年以来失業率は5%を超え、一時は二桁の水準  
が続いていたが、2005年には4.8%まで改善した。

失業率改善の要因としては、景気拡大局面が続く中  
で、職業訓練、職業紹介プログラムの充実、また、保守

#### (3) 若年者雇用対策

##### a 若年者向けニューディール(New Deal for Young People)

対象者は、18～24歳の若年者で、6か月以上失業状  
態にあり求職者給付(Jobseeker's Allowance)を受給  
している全ての者である。強制参加であり、参加を拒否  
した者は求職者給付が減額され、その後も拒否した場合